



広報

和田土地改良区

スマート農業広がっています



2023.7.14 発行

第17号

Contents

- 理事長挨拶 2
- 第150回通常総代会開催 3
- 会計報告 4
- 令和5年度事業概要 5・6・7・8・9
- お知らせ 10・11・12

表紙写真紹介

今年度より、自然圧パイプラインで用水供給を開始した石沢地区のほ場の一部において、給水栓バルブの遠隔操作に関する実証試験を開始しました。

毎日の水回りが現地に行かず、パソコンやスマートフォンを使用して遠隔で操作が可能になることで、水回りに要する労力の削減効果が期待できます。

(詳細記事6ページ参照)

理事長挨拶



理事長 小林 春男

広報誌の発行にあたり、一言ご挨拶申し上げます。

日頃より、当改良区の業務運営並びに各種事業の推進に対しまして格別のご理解とご協力を賜り、心より御礼申し上げます。

さて、今冬は山の方での積雪が少なく、記録的な暖冬であった令和2年よりもさらに少ない状況でありました。笹ヶ峰ダムにおいても雪が少なく、田植え用水は確保できたものの、今後の天候によっては出穂期の用水不足が危惧されます。当改良区におきましても天候の状況を注視しながら用水管理を徹底いたしまして、皆様方からは節水にご協力いただきたいと思いますのでよろしくお願いいたします。

令和5年度からの賦課金についてですが、現在、事業量の増加によりこれまでの賦課金額では運営していくことが難しい状況となっております。このことから、今後とも事業を継続していくために第1次中期経営計画を策定し、賦課金額について検討を重ねて参りました。その結果、本年3月に開催された第150回総代会において令和5年度からの賦課金増額が議決されました。農業情勢が厳しさを増す中、組合員の皆様にはご負担をおかけすることになります。何卒ご理解を賜りますようお願い申し上げます。

管内における事業執行について申し上げます。

まず、国営かんがい排水事業関川用水地区ですが、昨年度に引き続き笹ヶ峰ダムの設備改修工事等が進められます。さらに、水管理施設

整備工事により新しい水管理システムが構築され、本年4月より運用を開始しております。設備を最大限活用し、今後もより一層用水の安定供給に努めて参ります。

県営ほ場整備事業につきましては、令和5年度新たに柳井田地区が新規採択予定であります。これにより実施地区が6地区になります。

面工事3年目を迎える石沢地区におきましては、面工事のほか、スマート農業の推進を図るべく、昨年度に引き続き農山漁村振興交付金を活用し、遠隔型自動給水栓を試験的に設置して実証試験を行っております。また、和田北部地区におきましては待望の面工事が開始される予定です。

県営頭首工改修工事では、柳井田第2地区(柳井田頭首工)と四ヶ字地区(四ヶ字頭首工)において事業を進めています。柳井田頭首工は河川内での工事が令和4年度に完了しました。今年度は操作室、取水樋門の補修工事を実施し、令和5年度中の事業完了を目指します。四ヶ字頭首工は県の財政事情により予算配分が大幅に少ない状態となっており、事業進捗に影響が出ています。令和5年度は実施設計と河川協議を進め、令和6年度からの工事着工を目指します。

団体営事業では、農業水路等長寿命化防災減災事業において月岡地区が新たに事業採択され、四ヶ字用水路の老朽化対策のため、今年度測量設計を行い、令和6年度に改修工事を行います。また、昨年度に引き続き大和三ヶ字用水路の改修工事も実施されます。維持管理適正化事業では十ヶ字用水路沿線における安全柵設置工事を昨年度に引き続き実施します。

国営、県営、団体営事業と事業量が非常に多くなっており、組合員の皆様方にはいろいろな場面においてご協力をいただくこともあろうかとおもいますが、関係機関との連携を図りながら役員一同最大の努力をして参る所存でございますので、今後とも皆様方からの更なるご支援を賜りますようお願い申し上げます。

末筆ながら、皆様のご活躍とご健勝を祈念いたしましてご挨拶いたします。

第150回通常総代会開催

令和5年3月28日(火)午後1時30分より、上越市ラーバンセンターに於いて第150回総代会議が開催されました。
 総代定数45名中、実出席者32名、書面議決10名、合計42名が出席し、出席率は93.3%となりました。

第1分区より岡田一昭総代が議長に選任され、第1次中期経営計画、令和4年度補正予算および令和5年度予算等提出議案について慎重審議の結果、全議案について原案どおり可決承認され、午後2時30分に閉会しました。



総代会の様子



議長 岡田 一昭 総代(国賀地区)

おくやみ

和土地改良区 会計担当理事 佐藤 重幸氏が、5月29日 午前8時51分 病気のためご逝去されました。(享年72歳)
 生前本土地改良区の業務運営にご尽力賜りましたことに深く感謝申し上げ、謹んでご冥福をお祈りいたします。



土地改良区における男女共同参画推進

女性理事の登用について

「男女共同参画社会の実現」は世界的な潮流となつていますが、土地改良分野ではこれまで男女共同参画推進に関する具体的な数値目標が示されていなかったことから、令和2年12月、第5次男女共同参画基本計画が閣議決定され、土地改良区の理事に占める女性の割合を10%以上とする成果目標が設定されました。

また、令和3年3月に閣議決定された土地改良長期計画にも、同様の成果目標が設定され、いずれも目標年度は令和7年度としています。

新潟県内の状況をみますと、78ある土地改良区のうち女性理事が活躍している土地改良区は2土地改良区にとどまっております。さらなる女性参画と活躍の場となる環境づくりへの理解の醸成が必要とされていきます。

このような社会の動きを受け、当改良区においてもこれを意識し、対応することは実質的な義務であり、これを時代に対応する契機ととらえ、今年度より目標達成に向けた検討を始めます。



いざ、スタート。
2025年度に向けて—

今、はじめる。まずはあなたから—
この町のみなが
参加できる土地改良へ

女性理事登用

2025年度までに
女性理事が占める割合を10%以上!

農業・農村の発展を支えてきた土地改良は、次世代につなげるのが我々の使命です。現代社会を支えるために、土地改良を担う組織にはいろいろな人材の参画が必要です。土地改良の新たな発展へ、共に進んでいきましょう。

成果目標

全国の土地改良区(土地改良区連合会)において、2025年度までに女性理事が占める割合を10%以上とする。また、女性理事の割合を10%以上とする。

組合員だけでなく、目外理事でもOK

組合員以外の目外理事(役員)も、女性理事として参画することができます。定款に定められた事項(組合員以外)の範囲内であれば、女性理事として参画することができます。また、女性理事として参画している方など、女性理事としての参画を希望する方など、お気軽にご相談ください。

女性参画推進

働く場を、再点検

これに際して、土地改良事業団体連合会も各団体の女性参画を促す取り組みが、女性参画の促進に繋がります。女性参画の促進には、女性参画の促進に繋がります。女性参画の促進には、女性参画の促進に繋がります。

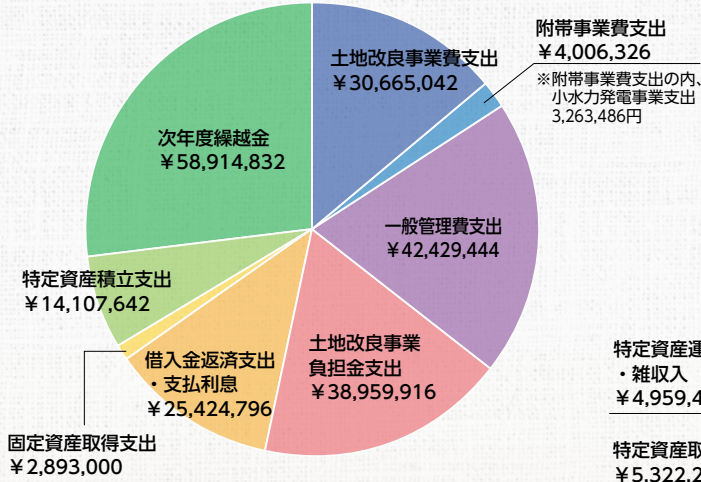




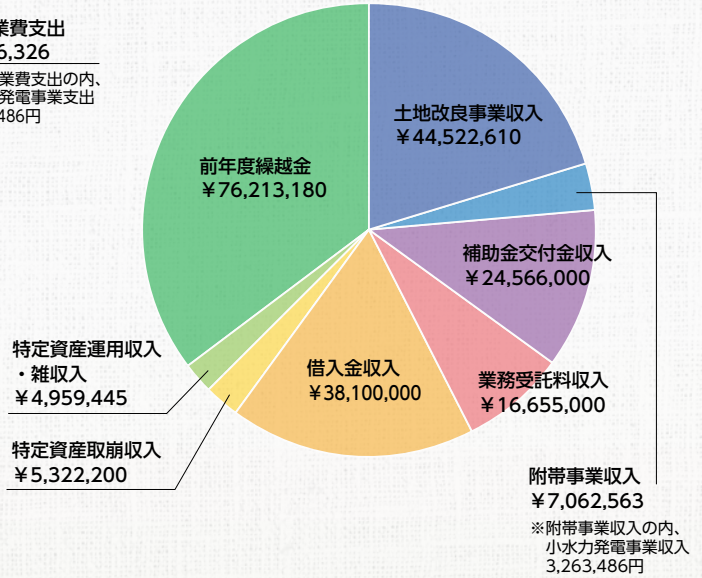
令和3年度 一般会計決算概要

(単位：円)

支出
¥217,400,998



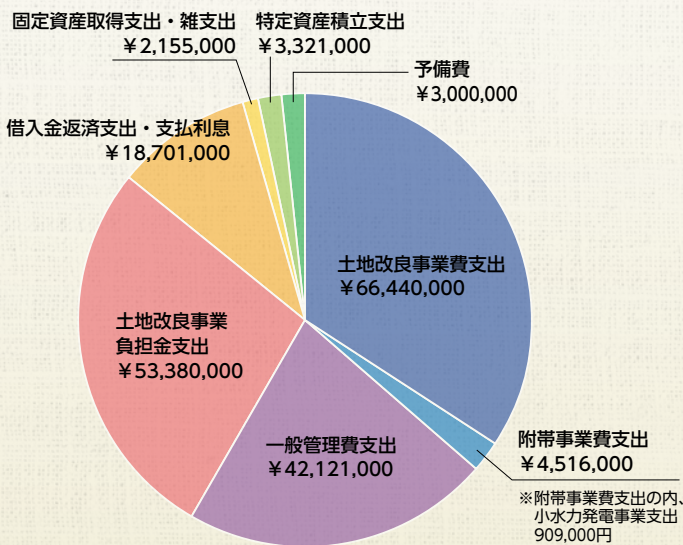
収入
¥217,400,998



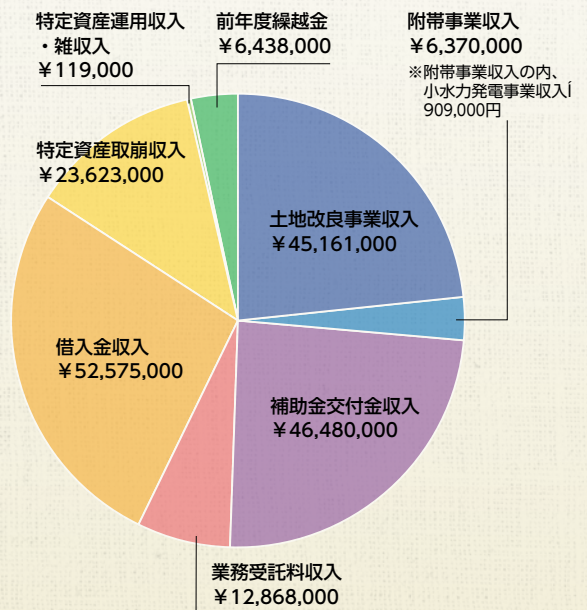
令和5年度 一般会計予算概要

(単位：円)

支出
¥193,634,000



収入
¥193,634,000



令和5年度 事業概要

■ 国営かんがい排水事業（関川用水地区）

主な工事は、ダム取水設備の改修、ダム管理設備の改修、繫船設備の改修等を行うと共に、水管理システムの設備改修などが実施されます。和田土地改良区関係では、十ヶ字頭首工取水樋門ゲートを遠隔操作するためのシステム改修工事と十ヶ字幹線用水路並びに広島三ヶ字用水路の水位計補修工事等が実施されます。

当初事業計画では、令和5年度での事業完了を予定していましたが、計画の見直し等により、令和7年度まで事業工期が延長することも考えられるとのことです。

(単位：百万円)

地区名	総事業費	R5事業費	事業内容
関川用水	13,000	1,180	ダム(取水設備改修、管理設備改修、繫船設備改修) 平場(幹線用水路ゲート設備補修、水管理施設整備)

■ 直轄地すべり対策事業（笹ヶ峰二期地区）

主な工事では、令和4年度に引き続き、工事用道路の設置、索道製作・設置、水抜きボーリング工事などが実施されます。

(単位：百万円)

地区名	総事業費	R5事業費	事業内容
笹ヶ峰二期	9,200	720	工事用道路、索道製作・設置、 水抜きボーリング工事

■ 県営ため池等整備事業（頭首工改修）

柳井田第2地区は、河川内で実施される工事が令和4年度中に完了しました。残す工事の操作室の補修工事と取水樋門工事を実施し、令和5年度中の事業完了を目指します。

四ヶ字地区は、県の財政事情により予算配分が大幅に少ない状態となっており、事業進捗に影響が出ています。

令和5年度は実施設計と河川協議を進め、令和6年度からの工事着工を目指します。

(単位：千円)

地区名	頭首工名	R4補正	R5当初	計	事業内容
柳井田第2	柳井田頭首工	10,000	5,000	15,000	操作室、取水樋門の補修
四ヶ字	四ヶ字頭首工	4,100	1,900	6,000	実施設計、河川協議



柳井田頭首工



四ヶ字頭首工

■ 団体営事業

維持管理適正化事業では、令和4年度に引き続き十ヶ字幹線用水路の安全柵設置等を実施します。

農業水路等長寿命化防災減災事業 大和地区では、令和4年度に実施した測量設計の結果を基に、大和三ヶ字用水路の改修工事を実施します。また、月岡地区では1分区の四ヶ字用水路の老朽化対策として令和5年度と6年度の2ヶ年で改修工事を進めます。令和4年度に測量設計を行い令和5年度に84mの改修工事を実施します。

(単位：千円)

事業名	地区名	総事業費	R5事業費	事業内容
維持管理適正化事業	十ヶ字	11,100	1,900	安全柵設置
農業水路等長寿命化防災減災事業	大和	23,500	16,500	水路改修工事
	月岡	21,500	6,000	測量設計

■ 団体営事業 (農山漁村振興交付金 (情報通信環境整備対策))

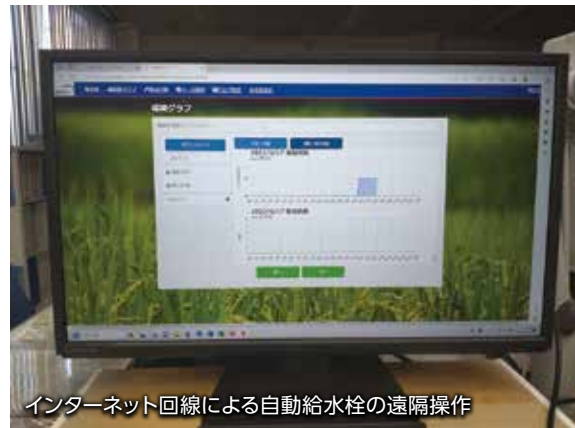
令和4年度に引き続き、石沢地区のスマート農業の普及に向けた取り組みを推進するため、遠隔型自動給水栓や通信に必要となる無線基地局などを試験設置し、その効果等について試行調査を行うことや、また、自動走行農業機械などのデモンストレーションなどを行い、石沢地区の情報通信環境整備計画を策定します。

(単位：千円)

事業名	地区名	総事業費	R5事業費	事業内容
農山漁村振興交付金 (情報通信環境整備対策)	石沢	11,200	6,000	自動給水栓の試験設置



遠隔型自動給水栓の試行試験
(使用状況)



インターネット回線による自動給水栓の遠隔操作



スマート農業に必要となる無線基地局



直進アシスト機能付トラクターの
デモンストレーションの様子

県営経営体育成基盤整備事業（ほ場整備関係）

令和5年度は実施6地区（木島、広島、石沢、島田、和田北部、柳井田）、調査1地区（大和）で事業が進められ、事業予算としては令和4年度補正と令和5年度予算を合わせて約10億円となります。和田北部地区では待望の面工事が実施され、柳井田地区は令和5年度中の事業採択を目指しています。

予算割当額（単位：千円）

地区名	区分	事業型	R4補正	R5当初	債務	計	事業内容
木島	実施中	面的集積型	5,000	6,000	—	11,000	完了整備工事、換地
広島	実施中	面的集積型	100,000	6,000	—	106,000	暗渠排水工事、完了整備工事 確定測量、換地
石沢	実施中	機構関連型	230,000	20,000	28,000	278,000	面工事 11.0ha
島田	実施中	面的集積型	394,000	7,000	68,000	469,000	面工事 25.0ha、排水路工事
和田北部	実施中	面的集積型	85,000	6,000	24,000	115,000	面工事5.0ha、1号ファーム ポンド建設工事
柳井田	R5採択予定	機構関連型	0	24,000	—	24,000	実施設計
大和	調査2年目	機構関連型	0	1,795	—	1,795	調査設計、換地等調整
計			814,000	70,795	120,000	1,004,795	

※島田地区は1期地区と2期地区の合計事業費を記載。

令和5年度 県営・団体営事業工事予定位置図



での取り組み

スマート農業の取り組み

ほ場整備によって大区画ほ場が整備されるにつれ、担い手によるスマート農業の取り組みが広がりを見せています。労働力を補うことや、コストの削減など、スマート農業の導入により、担い手の経営が安定することが期待されます。

**事務所・スマホで水管理
水管理労力の大幅削減**



石沢地区
遠隔型自動給水栓の使用状況

**1ヘクタール
約10分で
直播き完了**



島田地区
ドローン直播状況

**スマート農業
います**

**園芸こそGPS管理!
直線畝立て**



石沢地区
直進アシスト機能付トラクター
枝豆直播状況



島田地区
直進アシスト機能付トラクター
乾田V溝直播



石沢地区
直進アシスト機能付田植機

ほ場整備地区

園芸栽培の取り組み

ほ場整備事業を契機とした園芸産地の育成・拡大にむけて様々な取り組みが進められています。園芸作物の導入による経営の多角化・複合化等の推進などにより、稼げる農業を実現し、農業者の所得向上を図ります。



石沢地区（ブロッコリー栽培 30a）
手作業での収穫状況



木島地区（えだまめ栽培 80a）
トラクター搭載型収穫機での
収穫状況



島田地区（えだまめ栽培 60a）
トラクター搭載型収穫機での収穫状況

園芸栽培
拡大して



和田北部地区（えだまめ栽培）
27a（2名の合計面積）

大和地区（えだまめ栽培 10a）

和田土地改良区からの

お知らせ

令和5年度賦課金について

令和5年度の賦課金は、令和5年4月1日の土地原簿に基づき計算されます。土地改良区の賦課金は、土地改良区の事務運営費や管内土地改良施設の維持管理費に充てられます。

土地改良区は一般企業とは異なり営利を目的とせず、組合員の皆さんよりいただいた賦課金を収入源として、組合員の皆さんの要望に応えるよう事業展開をおこなっています。現在、事業量の増加により、これまでの賦課金額では運営していくことが難しい状況となっています。

このことから、今後も事業を継続していくために第1次中期経営計画を策定し、総代の皆さんへの説明会等を開催しながら、賦課金額について検討を重ねて参りました。

その結果、本年3月に開催された第150回総代会において令和5年度より以下のとおり賦課金額を変更することが議決されましたので、お知らせいたします。

土地改良区といたしましては、さらなる経費の削減を図り、効率の良い運営を目指して参ります。

組合員の皆様にはご負担をおかけすることとなりますが、何卒ご理解を賜りますようお願い申し上げます。

●賦課金単価

賦課種別	令和4年度まで	令和5年度より
経常賦課金(運営事務費)	10aあたり 2,500円	10aあたり 3,000円
経常賦課金(維持管理費)	変更なし	
特別賦課金(県営事業)	事業費の1%	事業費の1.5%*

*1.5%のうち、0.3%は分区による負担となるため、個人負担は実質1.2%となります。

●納入期限 【第1期】令和5年 7月31日(月) 【第2期】令和5年10月31日(火)
(口座振替日) ※口座振替日の前日までに口座残高の確認をお願いします。

◆賦課金の納入には便利な口座振替を推奨します

賦課金口座振替取扱金融機関

えちご上越農業協同組合 ゆうちょ銀行

これまで、えちご上越農業協同組合における土地改良区賦課金等の振込では振込手数料が免除されていましたが、金融機関における各種手数料の改定に伴い、令和5年度より振込手数料が発生するようになりました。

当改良区では、賦課金の納入に便利な口座振替の利用を推奨しています。

口座振替を利用すると…

- ・賦課金納入のために土地改良区や金融機関へ行く手間が省けます。
- ・一度手続きすれば納入期限の心配と納入忘れが防げます。
- ・振込手数料がかかりません。

口座振替の新規お申し込みには口座振替依頼書(JA)、自動払込利用申込書(ゆうちょ銀行)の提出が必要です。郵送も可能ですので、ご希望の方は庶務係までお問い合わせください。

◆口座振替賦課金領収証書の送付について

令和4年度より、経費削減のため領収証書の送付を年1回とさせていただいております。10月末の第2期振替後、第1期分・第2期分を合わせて送付いたします。第1期分の領収証書が早期に必要な方はご連絡いただけましたら個別に対応いたします。

ご理解、ご協力のほどよろしくお願いいたします。

農地転用と地区除外について

■農地転用について(農業委員会での手続き)

農地転用(農地を農地以外の用途に転換すること)をする場合は農地法による許可・届出が必要となりますので、あらかじめ関係市町村の農業委員会に相談のうえ、正規の手続きを行ってください。(農業委員会から「土地改良区の意見書」の提出を求められることがあります。)

■地区除外について(土地改良区での手続き)

地区除外とは、土地改良区管内の農地を農地以外の用途に転用し、土地改良区の賦課受益地からその農地を除外することです。土地改良区へ「農地転用の通知」と「地区除外申請」を行い、地区除外が認められた場合、その土地については翌年度より賦課金の負担がなくなります。ただし、決済金を納付する必要があります。

■決済金の納付について

決済金とは…事業に係る費用や維持管理費は借入金や賦課金により賄われており、その額は受益面積により計算されています。受益地が転用等で地区除外されると、維持管理費や償還金等を残された土地で負担しなければならなくなり、残された組合員の負担が増大してしまいます。この負担の増大を解消するため、土地改良法第42条第2項及び地区除外等処理規程に基づき、地区除外される土地が今後負担していくはずだった費用を決済の対象とし、決済金が徴収されます。農地が公共事業用地(道路・河川など)として買収される場合も同様です。

地区除外申請の流れ

1 転用組合員より「農地転用の通知」と「地区除外申請書」その他必要書類の提出

2 土地改良施設への影響を関係者と協議

3 土地改良区で理事長決裁または理事会・総代会での決議※

4 土地改良区で意見書の交付及び決済金・手数料等の徴収

5 決済金・手数料納入の翌年度より地区除外(賦課対象外)となる

■地区除外の申請に必要なもの(土地改良区での手続き)

- 様式第1号 農地転用等の通知
(関係町内会長、分区長等の同意)
- 様式第3号 地区除外申請書
- 申請書(意見書の交付を求める場合提出が必要)
※様式はホームページよりダウンロードできます。

【添付書類】

- 誓約書
- 農業委員会に提出する書類一式及び計画図面(副本)
- 現地写真

手続の詳細については、和田土地改良区までお問合せください。

※転用面積により手続きに要する期間は異なります。時間に余裕を持った申請をお願いします。

滞納賦課金の対応について

賦課金を決められた納期限までに納付しないことを滞納といいます。

賦課金が納期限内に納付されない場合、土地改良区から催促の通知書(督促状・催告状)が送付されます。また、電話による納付のお願い、役職員による戸別訪問等を実施し、滞納賦課金の回収に努めています。それでも解決できない場合には、組合員経費負担の公平性を保つため、土地改良法の手続きにより県知事から認可を得たうえで、滞納処分執行による回収を検討いたします。

なお、賦課金を滞納されると本来納めるべき賦課額の他に延滞金が発生します。納付が遅れるほど延滞金額が多くなりますので、早めの納付をお願いいたします。

■ 滞納賦課金は新組合員に承継

土地改良区管内の農地を売買するとき（競売取得も含む）や組合員資格を交代する場合、その農地に滞納賦課金があると、新しくその農地を取得した方に滞納賦課金を支払う義務が生じます。【土地改良法第42条第1項権利義務の承継】

農地の売買等の契約をされる場合は、トラブルにならないよう当事者間で十分話し合ってから滞納賦課金の精算をするようお願いいたします。

■ 忘れずに届出ください

近年、「農業委員会や農協の手続き、登記を行えば、土地改良区の土地原簿も同時に修正されると思っていた」という事例が増えています。

土地改良区の組合員資格や土地原簿の変更（組合員の権利、賦課金納付等の義務）は、法務局・市町村窓口・農業委員会・農協・農地中間管理機構などの手続きのみでは変更できません。土地改良法第43条（組合員の資格得喪の通知義務）に基づき、**土地改良区へ直接届出いただく必要があります。**

土地改良区へ届出がない場合は土地原簿の修正はされず、変更前の状態で賦課されますので、忘れずに土地改良区に関係書類の届出をお願いします。

- ◎農地の権利異動をしたとき
（売買・賃貸借契約及び解約・利用権設定・中間管理権設定・交換）
- ◎農地の分合筆、面積の増減があったとき
- ◎組合員が亡くなったとき（相続・未登記の法定相続を含む）
- ◎農業者年金の受給、農業経営を後継者へ移譲したとき
- ◎生前一括譲与するとき
- ◎組合員住所・賦課金振替口座の変更・口座名義人の変更をしたとき

■ 用水路やため池で遊ばないように

毎年、全国各地で農業用水路・施設等における悲惨な水難事故が発生しています。

特に今の時期は1年の中で一番水量が増えるため大変危険です。

自分は大丈夫と思わず、慣れた道でも水路沿いは安全を確認しましょう。また、高齢者や子供たちとコミュニケーションをとり、不用意に近づいたり近くで遊んだりしないよう、日頃から地域や家庭で声掛けをしていただくなど、事故防止に向けたご協力をお願いいたします。

私たち土地改良区も、悲しい事故を防ぐため用水路の安全対策に努めて参ります。



土地改良区の概要 (R5.4.1現在)

- 面積 706 ha
- 組合員 928 人

〒943-0872 新潟県上越市大字石沢1759番地
TEL 025-524-5537 FAX 025-524-5536

- 発行：和田土地改良区
- 責任者：理事長 小林春男

URL : <http://www.wadadokai.jp> E-mail : info@wadadokai.jp